

平成24年度 森林・林業

白書

去る6月7日に、「平成24年度森林・林業白書」(平成24年度森林及び林業の動向、平成25年度森林及び林業施策)が閣議決定され、国会に提出の上、公表されました。

平成24年度白書の特集章「森林・林業の再生と国有林」では、これまで進めてきた森林・林業の再生に向けた取組を整理するとともに、森林・林業の再生に一層貢献するために平成25年度から一般会計化された国有林野事業の今後の展開方向を紹介しています。

また、冒頭のトピックスでは、海岸防災林の再生や「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」による木質バイオマス利用の推進などについても取り上げています。

本特集では、「平成24年度森林・林業白書」のトピックスと、森林・林業の再生と国有林を特集した第I章(特集章)の内容をご紹介します。

【森林・林業の再生と国有林】

森林経営計画

- 地形界で括られた面的なまとまりのある森林(林班)を定め、原則としてその2分の1以上を計画に入れたものを認定

計画対象エリアの明確化
▶ 継続的な取組が可能

効率的な路網整備

集約化に向けて連携した取組

数年先の施業を考慮した路網整備



「森林経営計画」イメージ

また、国有林野事業は、公益重視の管理経営の一層の推進と森林・林業の再生への貢献のため、平成25年度から一般会計により実施することとされました。

平成24年度には、前年度に改正された「森林法」が施行され、適切な森林施業の確保や無届伐採に対する措置が強化されるとともに、森林所有者把握のための届出制度等が導入されました。また、持続的な森林経営を確保するため、面的なまとまりのある森林を対象に、「森林経営計画制度」がスタートしました。

農林水産省では、森林・林業の再生に向けて、森林の整備・保全を図りつつ、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材利用の拡大等に取り組んでいます。



木造で整備された公共建築物
(横浜植物防疫所つくばほ場)

トピックス

1

森林・林業の再生に向けた取組を展開

津波で被災した海岸防災林の再生を開始

平成23年の東日本大震災では、太平洋側沿岸部の海岸防災林にも、津波に



より甚大な被害が発生しました。一方、海岸防災林は、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉、津波到達時間の遅延等の一定の津波被害軽減効果を発揮しました。

長約140kmのうち約50kmで海岸防災林の再生に着手しました。再生に当たっては、津波堆積物等に由来する再生資材も活用しながら、樹木の生育基盤を造成し、準備の整った箇所では、苗木の植栽を順次進めています。植栽・保育に当たっては、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら進めていく予定です。



綾の照葉樹林が「ユネスコエコパーク」に登録

平成24年7月に、宮崎県の綾地域が、ユネスコの「生物圏保存地域」(ユネスコエコパーク)に登録されることが決まりました。我が国で5か所目のユネスコエコパークであり、国内最大規模の照葉樹林が存在するとともに、自然と人間の共存に配慮した取組が行われていることが高く評価されました。

九州森林管理局では、平成16年度から「綾の照葉樹林プロジェクト」として、宮崎県、綾町、公益財団法人日本自然保護協会及び「てるはの森の会」との協働により、照葉樹林の保護・復元に取り組んでいます。



綾の照葉樹林

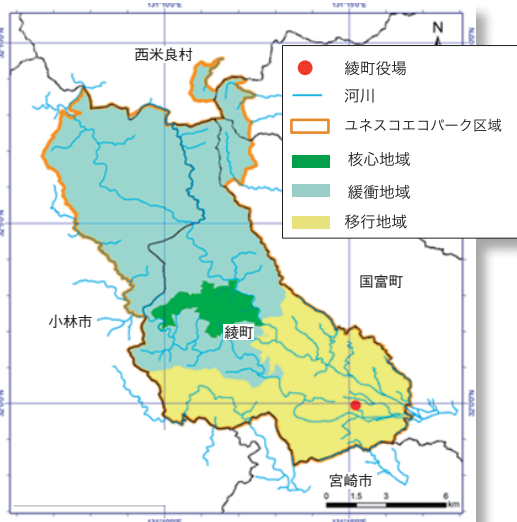
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」等により木質バイオマス利用を推進

岩国市の木質バイオマス発電施設

平成24年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。同制度は、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、電気事業者買取義務を課するものです。木質バイオマスから発電された電気については、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」の別買取価格が設定されます。林野庁では、発電利用に供

する木質バイオマスの識別・証明のためのガイドラインを策定しました。平成24年8月には福島県会津若松市の木質バイオマス発電所が、間伐材等由来の木質バイオマスを使用する施設として、同10月には山口県岩国市の木質バイオマス発電所が、既存の発電所

で、それぞれ初めて同制度による認定を取得して売電を開始しています。



ユネスコエコパークの位置とゾーニング



(1) 森林・林業の再生に向けた取組の背景

我が国の林業は、昭和50年代後半以降、木材価格が下落する一方、経営コストは増加したことから、経営の採算性が大幅に悪化しました。このため、林業生産活動は停滞して、平成14年には国産材供給量は戦後最低の1,608万m³まで減少しました。このような状況を踏まえて、平成13年に「森林・林業基本法」が制定され、以後、同法に基づく総合的な施策が展開されたこともあり、国産材供給量は増加に転じました。

生産性が低く、森林所有者の林業に対する関心は低下しています。このため、森林資源が十分に活用されないばかりか、必要な施策が行われず、多面的機能の発揮が損なわれることも懸念されています。

我が国の森林は量的に充実していますが、我が国の林業は、依然として

このような中、森林・林業の再生に向けた取組を強化・加速化するため、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりと木材の安定供給・利用拡大に取り組みこととし、平成22年以降、法制度や「森林・林業基本計画」の見直しを行いました。

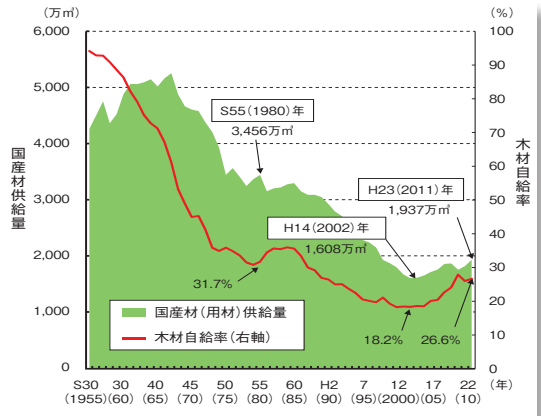
(2) 森林・林業の再生に向けた主な取組状況

(ア) 実効性の高い森林計画制度

平成23年7月に「森林・林業基本計画」の見直しとあわせて、「全国森林計画」の見直しを行いました。同計画では、地域主導で森林の区域を設定でき

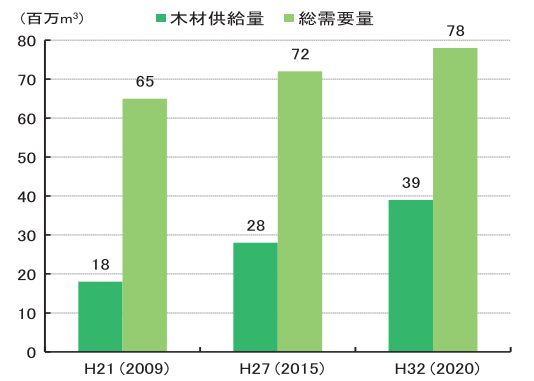
るようにするとともに、伐採・造林の基準や計画量等を明示するものとしました。また、「市町村森林整備計画」については、地域の森林の整備等に関する長期の構想とその実現のための規範を示

国産材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

「森林・林業基本計画」における木材供給量の目標と総需要量の見通し



資料：「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)

森林の土地所有者届出制度の概要

対象

「地域森林計画」の対象となっている森林の土地

届出が必要な場合

売買、相続、贈与、法人の合併等により新たに取得した場合
(個人・法人、面積、取得の原因に関係なし。ただし、「国土利用計画法」に基づく届出が行われたものを除く。)

届出期間・届出先

- 土地の所有者となった日から90日以内
- 取得した土地の所在する市町村の長に届出

届出事項

- 届出者と前所有者の住所氏名
- 所有者となった年月日
- 所有権移転の原因、土地の所在場所・面積等。添付書類は、登記事項証明書(写しも可)、土地売買契約書、相続分割協議書の写しなど、届出者がその土地の所有権を有することを証明できるもの
- 土地の位置を示す図面

森林の土地の所有者届出書

市町村長 殿

住所 届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所	前所有者の氏名
	所有者となった年月日	所有権の移転の原因
	年 月 日	

土地に関する事項	土地の所在場所				面積 (h a)	持分割合
	番号	市町村	大字	字		
1						
2						
3						
	計					

備考

届出事項

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに届出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を捺印することができる。
- 所有権の移転の方式は、売買、贈与、相続、合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に照応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、1/1000mを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の取得の有無その他の参考となる事項を記載すること。
- 届出書と併せて登記簿謄本を添付すること。

(1) 当該土地の位置を示す地図
(2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の届出を証明する書類

届出書の様式

「森林経営計画制度」の概要

目的	
計画的・効率的な森林の施業・保護を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮	
作成者	
森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者	
要件	
(属地計画) 林班又は隣接する複数林班の面積の1/2以上(ただし、計画作成者の働きかけや市町村のあっせんに応じない森林所有者の森林は、1/2要件の分母から控除できる) (属人計画) 単一の経営主体が自ら所有する森林の面積が100ha以上	
計画内容	
森林経営の長期方針、森林の現況と伐採・造林計画、森林の保護、路網の整備等	
計画期間	認定者
5年間	市町村長等
メリット	
所得税・相続税の特例措置、日本政策金融公庫等における融資条件の優遇、各種補助金等の支援対象	



「森林経営計画」の図面(例)
(面的なまとまりのある森林)

公募ボランティアによる施業集約化



高密度の路網を活用した搬出間伐



林業への新規就業者の確保のため、平成15年度から「緑の雇

町村の役割が重要となる中、市町村の

(ウ) 効率的かつ安定的な林業経営の育成

さらに、高性能林業機械の開発・改良と普及を進めるとともに、林業事業者が施業集約化等に積極的に取り組むことができるよう、森林組合の改革や事業環境の整備を進めています。

用「事業を実施しており、平成23年度からは、現場技能者(林業作業士(フォレストワーカー)、現場管理責任者(フォレストマネージャー))として、段階的かつ体系的な人材の育成を図っています。

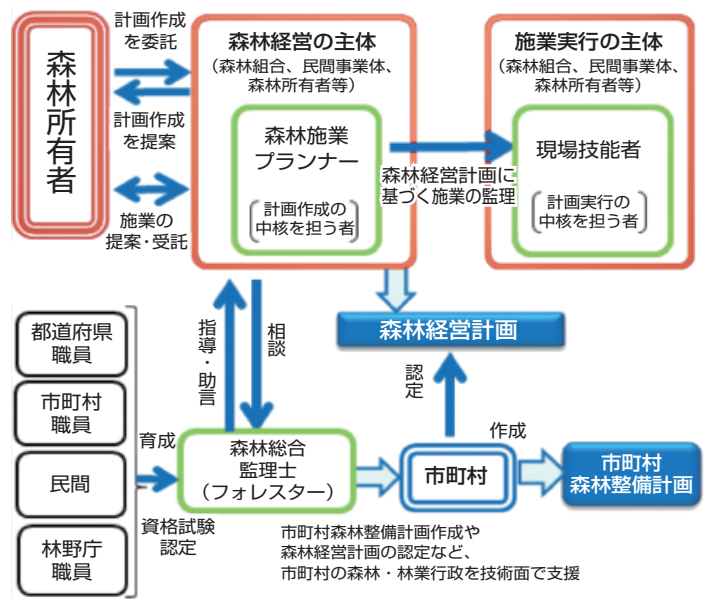
「森林法」の改正により、無届伐採に対する市町村長の伐採中止・造林命令や所有者不明森林における施業代行制度が導入されました。また、森林所有者の把握のため、新たに森林の土地所有者となった者の市町村への届出や、森林所有者情報の行政機関内部での共有等の制度が導入されました。

また、森林施業の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定した「林道」、10トン積程度のトラックの走行を想定した「林業専用道」、林業機械の走行を想定した「森林作業道」の3区分に整理して、これらを組み合わせることで簡易な路網の整備を進めています。

(イ) 適切な森林施業の確保等

また、森林施業の効率的な実施のため、一般車両の走行を想定した「林道」、10トン積程度のトラックの走行を想定した「林業専用道」、林業機械の走行を想定した「森林作業道」の3区分に整理して、これらを組み合わせることで簡易な路網の整備を進めています。

森林・林業の再生を担う人材の役割



森林・林業行政と地域の森林経営を支援する専門家（森林総合監理士（フォレストアー）を育成することとしました。当面は、林野庁による「准フォレストアー研修」を修了した県職員等が「市町村森林整備計画」の作成等を支援しています。

このほか、路網整備を担う人材として、林業専用道の設計等を行う技術者や、森林作業道を作設するオペレーターも育成しています。

（オ）木材の加工・流通体制の整備と木材利用の拡大

我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・

多段階であることから、需要者のニーズにに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっています。

このため、平成16年度からの「新流通・加工システム」や平成18年度からの「新生産システム」の取組、平成21年度からの「森林整備加速化・林業再生基金」等により、原木の安定供給体制や効率的な加工・流通施設の整備を進めてきました。

また、公共建築物の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出の促進、木材利用の普及啓発等により、木材利用の拡大に取り組んでいます。



（1）国有林野事業の概要とその見直し

国有林野は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占め、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能を発揮しており、林野庁が「国有林野事業」として一元的に管理経営を行っています。国有林野事業は、平成10年度の「抜本的改革」によ

り、公益的機能の維持増進を旨とする方針に転換するとともに、それまでの独立採算制の特別会計から、一般会計からの繰り入れを前提とした特別会計に移行しました。

平成23年には、林政審議会が、公益重視の管理経営の一層の推進と森

林・林業の再生への貢献のため、国有林野事業を、収支に規制された特別会計ではなく、一般会計で実施すべき旨の答申を出しました。これを受けて、

（2）国有林野事業の具体的取組

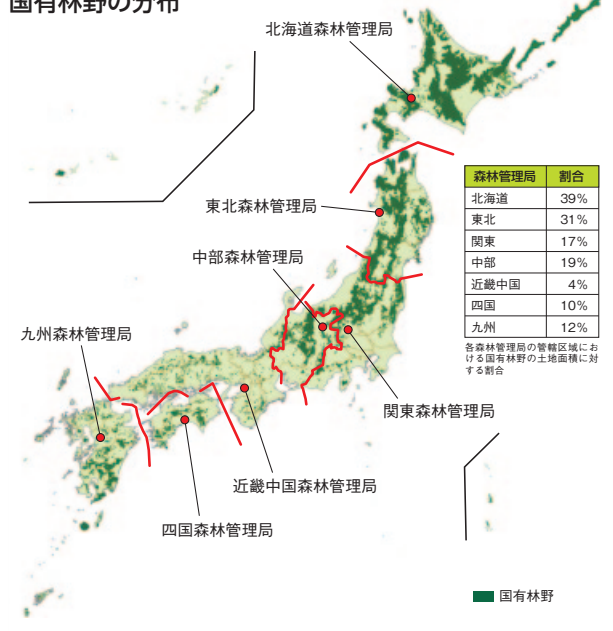
（ア）公益重視の管理経営の一層の推進

これまで、国有林野事業では、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能により区分した上で、間伐等の施業や治山事業、路網整備等を実施してきました。また、生物多様性の保全のため、「保護林」や「緑の回廊」の設定、世界遺産等における森林保全などに取り組んできました。

平成24年には、「国有林野の管理経営に関する法律」等の改正が行われ、平成25年度から、国有林野事業は一般会計により実施することとされました。

今後は、新たな5タイプの機能類型区分（山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ、水源涵養タイプ）に沿って適切な施業を行うとともに、「公益的機能維持増進協定」により、隣接・介入する民有林との一体的な整備・保全等にも取り組むこととしています。また、地域の実情等を踏まえて、「保護林」等の設定や区域の見直しを進めるとともに、新たに、溪流等水辺の連続性の確保による森林生態系ネットワークの形成に取り組むこととしています。

国有林野の分布

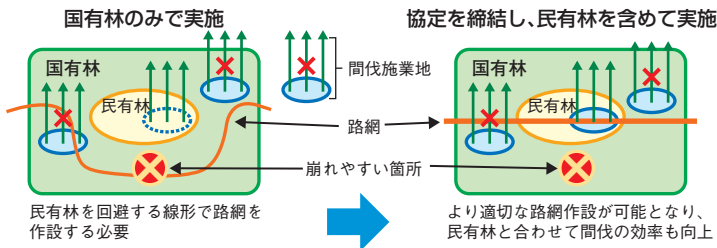


（イ）森林・林業の再生への貢献

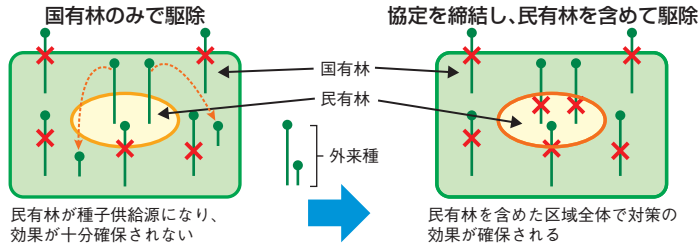
これまで、国有林野事業では、「森林の流域管理システム」の下で、「森林共同施業団地」の設定等により、民有林との連携による森林整備を進めると

「公益的機能維持増進協定」のイメージ

イメージ①(路網作設+間伐)



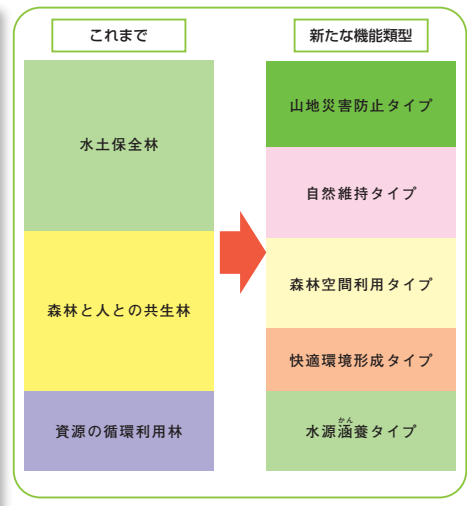
イメージ②(外来樹種駆除)



今後、これらの取組を進めるとともに、「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、これまでの計画に基づく取組結果を示した上で、計画案の作成前の段階から、国民や地方公共団体等から幅広く意見を求めることとしています。

これまで、国有林野事業では、「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」の設定等により、地元関係者やNPO・企業等との連携による国民参加の森林づくりを進めるとともに、「遊々の森」の設定等により、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めてきました。

国有林野の新たな機能類型



もに、事業発注を通じた作業システムの普及・定着に取り組んできました。また、国有林材の販売を通じて、間

ウ)「国民の森林」としての管理経営

これは、我が国全体の森林・林業の再生に貢献する観点から、低コスト化を実現する施策モデルの展開・普及、林業事業者の育成、森林・林業技術者の育成、価格急変時の供給調整等の取組を強化することとしています。

低コスト造林の技術交流会



伐材や民有林からの供給が期待できない木材の安定

エ)国有林野の活用と震災からの復旧・復興への貢献

これまで、国有林野事業では、国民の保健休養の場(レクリエーションの森)の提供や、地域振興のための国有林野の貸付け・売払い等に取り組んできました。今後は、地域住民の共同エネルギー源としての「共用林野」の設定を含めて、再生可能エネルギーの利用に資する国有林野の活用も進めることとしています。

また、東日本震災からの復旧・復興に向けて、海岸防災林の再生や森林の除染等に取り組むこととしています。

オ)管理経営の実施体制

国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進しながら、地域における森林・林業の再生に向けた取組を進めるため、現行の森林管理局・署の基本的体制を維持しつつ、都道府県等との連携や民有林への指導・サポートを強化・充実することとしています。

第I章 森林・林業の再生と国有林

3 今後の課題

今後、森林・林業の再生に向けた取組を進めるに当たっては、川上から川下までの木材需給全体や海外の動向も視野に入れて、国産材の供給力向上と木材需要の拡大を進めるとともに、市場のニーズに柔軟に対応できる加工・流通体制を整備する必要があります。

場の実情や国民のニーズを的確に把握した上で、施策や取組を検証し、必要に応じて見直し・改善を図ることが必要です。

平成24年度森林・林業白書では、ここで紹介したトピックスと第I章のほか、第II章以下の各章で、東日本大震災からの復旧・復興、地球温暖化対策と森林、森林の整備・保全、林業と山村、林産物需給と木材産業について、事例を交えながら紹介しています。コラムでは、林業労働力の動向に関する分析や割り箸の国内生産などについても記述しています。今回の白書では、資料的な価値を高めるため、脚注も充実させています。是非、業務や学習の資料として、ご活用ください。